

○金融庁告示第二十四号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第三十八号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第四条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十七条第三項第三号に掲げるものとする件（平成二十六年金融庁告示第五十六号）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

令和元年十月三十日

金融庁長官 遠藤 俊英